

返戻金制度概要

就職者の責に帰すべき事由により退職若しくは解雇に至った場合には、
以下に定める通り紹介料を求人者に返還する。

- ①1ヶ月以内の退職……………コンサルティングフィーの80%
- ②1ヶ月越え3ヶ月以内の退職…コンサルティングフィーの50%
- ③3ヶ月越え6ヶ月以内の退職…コンサルティングフィーの10%

許可番号 13-ユ-308866

事業所の名称及び所在地 東京都中央区新川一丁目16番3号 住友不動産茅場町ビル7階